○弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施 行細則

> 令和5年3月31日 規 則 第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年弘前地区環境整備事務組合条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第2条 法第76条の規定による開示請求は、保有個人情報開示請求書(様式第1号)により行うものとする。

(開示請求に対する決定通知等)

- 第3条 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該 各号に定める書面により行うものとする。
  - (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(様式第2号)
  - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決 定通知書 (様式第3号)
- 2 法第82条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(様式第4号)により行うものとする。
- 3 次の各号に掲げる通知は、保有個人情報に係る開示決定等の期間延長通知書(様式第 5号)により行うものとする。
  - (1)条例第5条第1項に規定する保有特定個人情報(以下「保有特定個人情報」という。) に係る開示決定等についての法第83条第2項後段の規定による通知
  - (2) 条例第5条第2項後段の規定による通知
- 4 次の各号に掲げる通知は、保有個人情報に係る開示決定等の期間特例延長通知書(様式第6号)により行うものとする。
  - (1) 保有特定個人情報に係る開示決定等についての法第84条後段の規定による通知
  - (2) 条例第5条第3項後段の規定による通知
  - (事案の移送)
- 第4条 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報に係る開示請求事案移送 済通知書(様式第7号)により行うものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

- 第5条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法 とする。
  - (1) 用紙に出力したものの閲覧又はその写しの交付
  - (2) 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
  - (3) 複写したものの交付
- 2 法第87条第1項ただし書の規定は、電磁的記録を用紙に出力したものによる開示について準用する。

(費用)

- 第6条 条例第3条第2項に規定する地方公共団体等行政文書の写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額は、別表のとおりとする。
- 2 前項の費用は、弘前地区環境整備事務組合財務規則(昭和52年弘前地区環境整備事務 組合規則第3号)第3条の規定によりその例によることとされた弘前市会計規則(平成1 8年弘前市規則第46号)第37条第1項の納入通知書により徴収する。

(保有個人情報訂正請求書)

第7条 法第90条第1項及び第2項の規定による訂正請求は、保有個人情報訂正請求書(様式第8号)により行うものとする。

(訂正請求に対する決定通知等)

- 第8条 法第93条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該 各号に定める書面により行うものとする。
  - (1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(様式第9号)
  - (2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定 保有個人情報部分訂正決 定通知書 (様式第10号)
- 2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第11号) により行うものとする。
- 3 次の各号に掲げる通知は、保有個人情報に係る訂正決定等の期間延長通知書(様式第1 2号)により行うものとする。
  - (1) 保有特定個人情報に係る訂正決定等についての法第94条第2項後段の規定による通知
  - (2) 条例第6条第2項後段の規定による通知
- 4 次の各号に掲げる通知は、保有個人情報に係る訂正決定等の期間特例延長通知書(様式第13号)により行うものとする。
  - (1) 保有特定個人情報に係る訂正決定等についての法第95条後段の規定による通知
  - (2) 条例第6条第3項後段の規定による通知

(事案の移送)

第9条 法第96条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報に係る訂正請求事案移送 済通知書(様式第14号)により行うものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第10条 法第97条の規定による通知は、提供をしている保有個人情報に係る訂正実施通知書(様式第15号)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第11条 法第98条第1項及び第2項の規定による利用停止請求は、保有個人情報利用停止 請求書(様式第16号)により行うものとする。

(利用停止請求に対する決定通知等)

- 第12条 法第101条第1項の規定による通知は、次に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に 定める書面により行うものとする。
  - (1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定 保有個人情報利 用停止決定通知書 (様式第17号)
  - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定 保有個人情報部 分利用停止決定通知書 (様式第18号)

- 2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第19号)により行うものとする。
- 3 次の各号に掲げる通知は、保有個人情報に係る利用停止決定等の期間延長通知書(様式第20号)により行うものとする。
  - (1) 保有特定個人情報に係る利用停止決定等についての法第102条第2項後段の規定に よる通知
  - (2) 条例第7条第2項後段の規定による通知
- 4 次の各号に掲げる通知は、保有個人情報に係る利用停止決定等の期間特例延長通知書 (様式第21号)により行うものとする。
  - (1) 保有特定個人情報に係る利用停止決定等についての法第103条後段の規定による通知
  - (2) 条例第7条第3項後段の規定による通知 (法の施行の状況の公表)
- 第13条 条例第9条の規定による法の施行の状況の公表は、毎年度の6月30日までに、その前年度における法の施行の状況を弘前地区環境整備事務組合のホームページ又は構成市町村の広報紙に登載して行うものとする。
- 2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - (1) 開示請求の件数及び開示決定等の状況
  - (2) 訂正請求の件数及び訂正決定等の状況
  - (3) 利用停止請求の件数及び利用停止決定等の状況
  - (4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての審査請求の件数並びにこれらについての裁決の状況
  - (5) その他必要と認める事項 (委任)
- 第14条 この規則の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。

#### 附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

# 別表 (第6条第1項関係)

2	て(男り)	ハカ	7 1 7			
				>共団体等	写しの種類	費用
	区分	行	政文	て書の種類		
		文	書、	図画又は	複写機により複写した	1 面当たり 白黒 10円
		写	真		もの	カラー 50円
						(日本産業規格A3まで)
						日本産業規格A3の大きさを
						超えるものは、実費
			マノ	イクロフィ	用紙に印刷したものを	1面当たり 白黒 10円
			ルル	4	複写機により複写した	カラー 50円
	写	フ			もの	(日本産業規格A3まで)
	し	イル				日本産業規格A3の大きさを
	D 1/=	ム				超えるものは、実費
	7 F 成		写具	真フィル	印画紙に印画したもの	実費
	作成に要する費用		A			
	要す	電	磁的	記録	用紙に出力したものを	1 面当たり 白黒 10円
	る				複写機により複写した	カラー 50円
	費				もの	(日本産業規格A3まで)
	用					日本産業規格A3の大きさを
						超えるものは、実費
					録音カセットテープ、	実費
					ビデオカセットテープ	
					、フロッピーディスク	
					、MOディスク、CD	
					-R, $DVD-RAM$	
					等に複写したもの	
Ī	す写	全	種		全種	郵便料
	する費用					
	質の用光					
	用 送付					
	に					
	要					
L						1

様

	氏	名			
	本人関係	との 系 性	□本人	□法定代理人	□任意代理人
請求者	住	所	郵便番号	1	
	連糸	各先	□自宅 電話番号	□勤務先 分 (	□その他 )

※代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

		氏		名	
		本状	人	の 況	□未成年者( 年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者
本	人	住		所	郵便番号
		連	絡	先	<ul><li>□自宅 □勤務先 □その他</li><li>電話番号 ( )</li></ul>

保有個人情報開示請求書

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

開示を請求す 情報 請求する保 報の内容等 だけ具体的 てください	有個人情 をできる に記載し	
求める開示の	実施の方法	□1 閲覧又は視聴 □2 写しの交付 □3 1及び2 → [写しの送付を□1 希望する] □3 1及び2 → [写しの送付を□2 希望しない]
写しの送付 以外での開 示を求める	実施希望日	年 月 日~ 年 月 日 ※期間の最終日は、開示請求書の提出をした日の翌日 (郵送による請求の場合は投函日から4日後)から起 算して15日以上空けてください。
場合	実施場所	弘前地区環境整備事務組合事務局

### 備考

- 1 該当する $\Box$ 内に $\nu$ 印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 請求者本人であることを証明する書類等(個人番号カード、運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が請求する場合には、2の書類等のほか、代理人であることを証明する書 類等(戸籍謄本、委任状、印鑑登録証明書等)を提示し、又は提出してください。

# ※職員記載欄

担当課	

様式第2号(第3条第1項関係)

(指令番号)

年 月 日

様

### 弘前地区環境整備事務組合管理者

印

### 保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の全部を開示することに決定したので、同項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容		
開示請求に係る保有 個人情報として特定 した保有個人情報の 内 容		
開示する保有個人情 報 の 利 用 目 的		
保有個人情報の開示 の 実 施 の 方 法 等	開示を集 方 お時 場がお お 方 日 り た り い の た い の た い の に い の に の に の に り に り い ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り	情報開示請求書において希望された次の方法等により施できます。 別の方法等による開示の実施を希望する場合は、以下 (※)を選択することができますので、本通知があっる30日以内に同封した申出書により申し出てくださ、情報開示請求書において希望された開示の実施の方法、開示はできません。実施できる方法等は以下のとおりずすので、都合の良いものを選択し、本通知があった日日以内に同封した申出書により申し出てください。れた方法等による開示が実施できない理由)
	方法 日時 場所	□ 1 (場所)における閲覧又は視聴 □ 2 (場所)における写しの交付 □ 3 写しの送付(準備に要する日数: <u>備考4に記載</u> 、送付に要する費用: <u>円</u> )  年 月 日~ 年 月 日 8:30~17:00 (弘前地区環境整備事務組合の休日及び12:00~12:45を除く。)

担	当	課	電話番号	(	)		
摘		要					

#### 備考

- 1 提示された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ上記の担当課へ連絡して ください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 写しの送付を希望された場合であって、申出書によりそれ以外の方法等を希望する ときは、同封した納入通知書による写しの送付に要する費用の納付を行わないでくだ さい。納付してしまった場合、返還できませんので、ご了承ください。
- 4 申出書により写しの送付を希望する場合、原則として申出書の提出があった日から 2営業日後までに納入通知書を発送しますので、納入通知書により送付に要する費用 を納付してください。納付が確認でき次第、写しを発送します。納付の確認に当たっ ては、通常1週間から4週間程度かかりますが、納付した後領収書の写しをファック ス又はメールで以下の宛先に送付していただければ、その1営業日後までに保有個人 情報の写しを発送します。

ファックス番号:0172(35)3824

メールアドレス: kankyouseibi@city. hirosaki. lg. jp

5 記載された写しの送付に要する費用は、見込額です。実際の額については、納入通 知書をご覧ください。 様式第3号(第3条第1項関係)

(指令番号)

年 月 日

様

# 弘前地区環境整備事務組合管理者

印

#### 保有個人情報部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の一部を開示することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

開示請求のあった保 有個人情報の内容	
開示請求に係る保有 個人情報として特定 した保有個人情報の 内 容	
開示する保有個人情 報 の 利 用 目 的	
開示しない部分	
開示しない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号該当 (理由)
開示しない部分を開 示することができる 期 日 及 び 範 囲	年 月 日(当該部分の開示を望むときは、記載されている期日以降に改めて請求してください。) (範囲)

### 教示

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弘前地区環境整備事務組合に対して審査請求をすることができます。

保有個人情報の開示 の 実 施 の 方 法 等	開方日場のたい保等(かつたい保等)が	<b>†</b>
	(*)	
. In		時       (弘前地区環境整備事務組合の休日及び12:00         ~12:45を除く。)         場         所
担 当 課 摘 要	電話番	号 ( )

#### 備考

- 1 提示された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ上記の担当課へ連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 写しの送付を希望された場合であって、申出書によりそれ以外の方法等を希望するときは、同封した納入通知書による写しの送付に要する費用の納付を行わないでください。納付してしまった場合、返還できませんので、ご了承ください。
- 4 申出書により写しの送付を希望する場合、原則として申出書の提出があった日から2営業日後までに納入通知書を発送しますので、納入通知書により送付に要する費用を納付してください。納付が確認でき次第、写しを発送します。納付の確認に当たっては、通常1週間から4週間程度かかりますが、納付した後領収書の写しをファックス又はメールで以下の宛先に送付していただければ、その1営業日後までに保有個人情報の写しを発送します。

ファックス番号:0172(35)3824

メールアドレス: kankyouseibi@city.hirosaki.lg.jp

5 記載された写しの送付に要する費用は、見込額です。実際の額については、納入通知書をご覧ください。

年 月 日

様

### 弘前地区環境整備事務組合管理者

印

#### 保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報を開示しないことに決定したので、同項の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個 人情報として特定した 保有個人情報の内容	
保有個人情報を開示しない 理 由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号該当 (理由)
開示することができる 期 日 及 び 範 囲	年 月 日(当該保有個人情報の開示を望むときは、記載されている期日以降に改めて請求してください。) (範囲)

#### 教示

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弘前地区環境整備事務組合に対して審査請求をすることができます。

担	当	課	電話番号	(	)	
摘		要				

年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報に係る開示決定等の期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、

- □個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第83条第2項
- □弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年 弘前地区環境整備事務組合条例第1号)第5条第2項

の規定に基づき下記のとおり開示決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

開示請求のあった保有個 人 情 報 の 内 容	
□個人情報の保護に関する法律第83条第1項 □弘前地区環境整備事務 組合個人情報の保護に 関する法律施行条例第 5条第1項の規定による開示決定等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期限	年 月 日
延 長 の 理 由	
担 当 課	電話番号 ( )
摘    要	

年 月 日

様

#### 弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報に係る開示決定等の期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、

- □個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第84条 □弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年
- 弘前地区環境整備事務組合第1号)第5条第3項

の規定に基づき下記のとおり開示決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

開示請求のあった保有個 人 情 報 の 内 容				
上記のうち開示請求があった日から □30日以内 □60日以内 に決定をする部分				
□個人情報の保護に関する法律第84条 □弘前地区環境整備事務 組合個人情報の保護に 関する法律施行条例第 5条第3項の規定を適 用する理由				
残りの保有個人情報につ いての開示決定等の期限	年	月	日	
担 当 課	電話番号	(	)	
摘    要				

年 月 日

様

### 弘前地区環境整備事務組合管理者

印

### 保有個人情報に係る開示請求事案移送済通知書

年 月 日付けでなされた保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定に基づき下記のとおり事案を移送したので、同項後段の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有個 人 情 報 の 内 容	
移送をした実施機関	
移送を受けた行政機関等 及 び そ の 連 絡 先	電話番号 ( )
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
担 当 課	電話番号 ( )
摘    要	

備考 移送された開示請求に係る開示決定等は、移送を受けた行政機関等が行います。

様

	氏	名			
		、 と 係 性	□本人	□法定代理人	□任意代理人
請求者	住	所	郵便番号	<u>1</u> 7	
	連	絡 先	□自宅 電話番号	□勤務先 号 (	□その他 )

※代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

		氏		名	
		本状	人	の 況	□未成年者( 年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者
本	人	住		所	郵便番号
		連	絡	先	□自宅 □勤務先 □その他 電話番号 ( )

保有個人情報訂正請求書

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

	開示を受けた日	年	月	日
訂正を請求する保有個人 情報 (決定通知書の内容を 転記してください。)	開示決定通知書の指令 弘環指令第 年 月 開示請求に係る保有個	号日		<b>亡された内容</b>
訂正請求の趣旨及び理由				

### 備考

- 1 該当する $\Box$ 内に $\nu$ 印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 請求者本人であることを証明する書類等(個人番号カード、運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が請求する場合には、2の書類等のほか、代理人であることを証明する書 類等(戸籍謄本、委任状、印鑑登録証明書等)を提示し、又は提出してください。

### ※職員記載欄

担当課		
	l .	

年 月 日

様

### 弘前地区環境整備事務組合管理者

印

### 保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の訂正をすることに決定したので、同項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有 個人情報の内容									
訂	正	0	内	容					
担		当		課	電話番号	(	)		
摘				要					

年 月 日

様

### 弘前地区環境整備事務組合管理者

印

#### 保有個人情報部分訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の一部を訂正することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	
訂正をしない部分	
上記部分の訂正をしない 理 由	
教示	
この決定について不	S服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日か

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弘前地区環境整備事務組合に対して審査請求をすることができます。

担	当	課	電話番号	(	)		
摘		要					

年 月 日

様

#### 弘前地区環境整備事務組合管理者

囙

#### 保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報を訂正しないことに決定したので、同項の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有 個人情報の内容	
保有個人情報の訂正を しない 理由	

#### 教示

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弘前地区環境整備事務組合に対して審査請求をすることができます。

担	当	課	電話番号	(	)	
摘		要				

年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報に係る訂正決定等の期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、

- □個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項
- □弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年

弘前地区環境整備事務組合条例第1号)第6条第2項

の規定に基づき下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個 人 情 報 の 内 容	
る法律第94条第1項 □弘前地区環境整備事務 組合個人情報の保護に 関する法律施行条例第 6条第1項の規定によ る訂正決定等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 後 の 期 限	年 月 日
延 長 の 理 由	
担 当 課	電話番号 ( )
摘    要	

年 月 日

様

弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報に係る訂正決定等の期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、

- □個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条
- □弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年 弘前地区環境整備事務組合条例第1号)第6条第3項

の規定に基づき下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

訂正請求のあった保 人 情 報 の 内	有個 容					
□個人情報の保護に関る法律第95条 □弘前地区環境整備事組合個人情報の保護関する法律施行条例6条第3項の規定を用する理由	務に第					
延長後の期	限	年	月	日		
担当	課	電話番号	(	)		
摘	要					

年 月 日

様

### 弘前地区環境整備事務組合管理者

囙

### 保有個人情報に係る訂正請求事案移送済通知書

年 月 日付けでなされた保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定に基づき下記のとおり事案を移送したので、同項後段の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有個 人 情 報 の 内 容	
移送をした実施機関	
移送を受けた行政機関等 及 び そ の 連 絡 先	電話番号 ( )
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
担 当 課	電話番号 ( )
摘    要	

備考 移送された訂正請求に係る訂正決定等は、移送を受けた行政機関等が行います。

年 月 日

様

### 弘前地区環境整備事務組合管理者

印

# 提供をしている保有個人情報に係る訂正実施通知書

(他の行政機関の長等)に提供している保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により下記のとおり訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

訂正を実施した保有個人情報の名称等				
訂正請求者の氏名等保 有個人情報の特定をす る た め の 情 報				
訂正の内容及び理由				
訂正実施年月日	年	月	日	
担 当 課	電話番号	(	)	
摘    要				

様

	氏	名			
	本人 関 ほ	との条性	□本人 □法定	代理人	□任意代理人
請求者	住	所	郵便番号		
	連糸	各先	□自宅 □勤 電話番号	]務先 (	□その他 )

※代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

		氏		名	
		本状	人	の 況	□未成年者( 年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者
本	人	住		所	郵便番号
		連	絡	先	□自宅 □勤務先 □その他 電話番号 ( )

保有個人情報利用停止請求書

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第9 9条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止を請求する保有 個人情報 (決定通知書の内容を 転記してください。)	開示を受けた日	年	月	日	
	開示決定通知書の指令番 弘環指令第 号 年 月	<del>]</del>			
	開示請求に係る保有個人	情報とし	ンて特定	<b>ごされた</b> 内	可容
利用停止請求の趣旨	□法第98条第1項第1 □法第98条第1項第2				□消去
利用停止請求の理由					

### 備考

- 1 該当する□内に レ印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 請求者本人であることを証明する書類等(個人番号カード、運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が請求する場合には、2の書類等のほか、代理人であることを証明する書 類等(戸籍謄本、委任状、印鑑登録証明書等)を提示し、又は提出してください。

#### ※職員記載欄

担当課	

年 月 日

様

### 弘前地区環境整備事務組合管理者

印

### 保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の利用停止をすることに決定したので、同項の規定により通知します。

利用停止請求の 保有個人情報の						
利用停止の	内 容					
担当	課	電話番号	(	)		
摘	要					

年 月 日

様

#### 弘前地区環境整備事務組合管理者

印

#### 保有個人情報部分利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の一部を利用停止することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

#### 教示

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弘前地区環境整備事務組合に対して審査請求をすることができます。

担	当	課	電話番号	(	)		
摘		要					

年 月 日

様

#### 弘前地区環境整備事務組合管理者

印

#### 保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報を利用停止しないことに決定したので、同項の規定により通知します。

記

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	
保有個人情報の利用停止をしない理由	

#### 教示

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、弘前地区環境整備事務組合に対して審査請求をすることができます。

担	当	課	電話番号	(	)		
摘		要					

年 月 日

様

#### 弘前地区環境整備事務組合管理者

囙

保有個人情報に係る利用停止決定等の期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、

- □個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項 □弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年 弘前地区環境整備事務組合条例第1号)第7条第2項
- の規定に基づき下記のとおり利用停止決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
□個人情報の保護に関する法律第102条第1項 □弘前地区環境整備事務 組合個人情報の保護に 関する法律施行条例第 7条第1項の規定による利用停止決定等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期限	年 月 日
延 長 の 理 由	
担 当 課	電話番号 ( )
摘    要	

年 月 日

様

#### 弘前地区環境整備事務組合管理者

印

保有個人情報に係る利用停止決定等の期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、

- □個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第103条
- □弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年 弘前地区環境整備事務組合条例第1号)第7条第3項

の規定に基づき下記のとおり利用停止決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容									
□個人情報の保護に関する法律第103条 □弘前地区環境整備事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例第7条第3項の規定を適用する理由					務に第				
延	長	後	の	期	限	年	月	日	
担	i i				課	電話番号	(	)	
摘					要				